

南アルプス市地域公共交通会議の設置および地域公共交通計画の策定について

南アルプス市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を南アルプス市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）へ移行するに伴い協議会は廃止となり、南アルプス市地域公共交通会議条例を制定します。

1 協議会へ移行する理由

①地域公共交通計画の策定

まちづくり、医療、福祉、観光振興等の多様な観点から、本市における地域公共交通の在り方を検討し、将来にわたり持続可能な地域公共交通ネットワークを形成することを目的に、令和5年度に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）に基づく地域公共交通計画（以下「計画」という。）を策定します。

②補助金の活用

計画の作成及び計画に基づく各種事業の実施について、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用したいことから、当該補助金交付要綱に対応し、計画作成及び事業実施団体となる「法定協議会」が必要になります。

2 法定協議会について

①「法定協議会」としての位置づけ

既存の「協議会」に予算の重点配分等の活性化再生法の仕組みを利用することで、同会議における検討・取組が一層促進されると期待される場合には、「協議会」に「法定協議会」の機能を追加することができます。

②委員の任期等について

「協議会」委員の任期は令和5年3月31日までとします。「交通会議」委員の任期については、令和5年4月1日以降に改めて委嘱を行います。

③各種規程の制定

「交通会議」が、補助金の活用、受領、出納などの事務を執行するため、新たに事務局規程、財務規程が必要になることから、「交通会議」への移行日に併せて制定します。

③交通会議の設置日（予定）

令和5年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用したいこと、また、この交付申請書提出期限が6月末までと見込まれること、また協議会の任期が年度末までとなっているため、交通会議の設置日を令和5年4月1日とします。

3 今回整備する条例

南アルプス市地域公共交通会議設置条例

4 今後の予定

	項目	期間等
1	公募開始	令和5年5月18日(木)
2	参加表明書受付	令和5年5月18日(木) ～ 令和5年5月26日(金)
3	質問書受付	令和5年5月18日(木) ～ 令和5年5月24日(水)
4	質問回答	令和5年5月24日(水) ～ 令和5年5月25日(木)
5	参加資格結果通知	令和5年5月26日(金) ～ 令和5年5月26日(金)
6	企画提案書等提出	令和5年5月29日(月) ～ 令和5年6月2日(金)
7	プレゼンテーション審査	令和5年6月9日(金)
8	本審査結果通知	令和5年6月14日(水)
9	契約締結	令和5年6月16日(金) ※予定

5 業者選考方法

- ① 地域公共交通会議事務局にて、業者選考委員（若干名）の選定を行う。
- ② 業者選考委員にて、別紙のプロポーザル選考実施要領により業者の選定を行う。

令和5年度南アルプス市地域公共交通会議予算

1. 歳入

(単位：円)

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	6,500,000	-	南アルプス市負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	2,500,000	-	地域公共交通調査等事業費補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	-	
4 諸収入	1 雑入	1 雑入	0	-	
歳入合計			9,000,000	-	

2. 歳出

(単位：円)

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	備考
1 負担金	1 会議費	1 会議費	0	-	
	2 事務費	1 事務費	0	-	
2 事業費	1 事業費	1 事業費	9,000,000	-	地域公共交通計画策定委託費
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	-	
歳出合計			9,000,000	-	